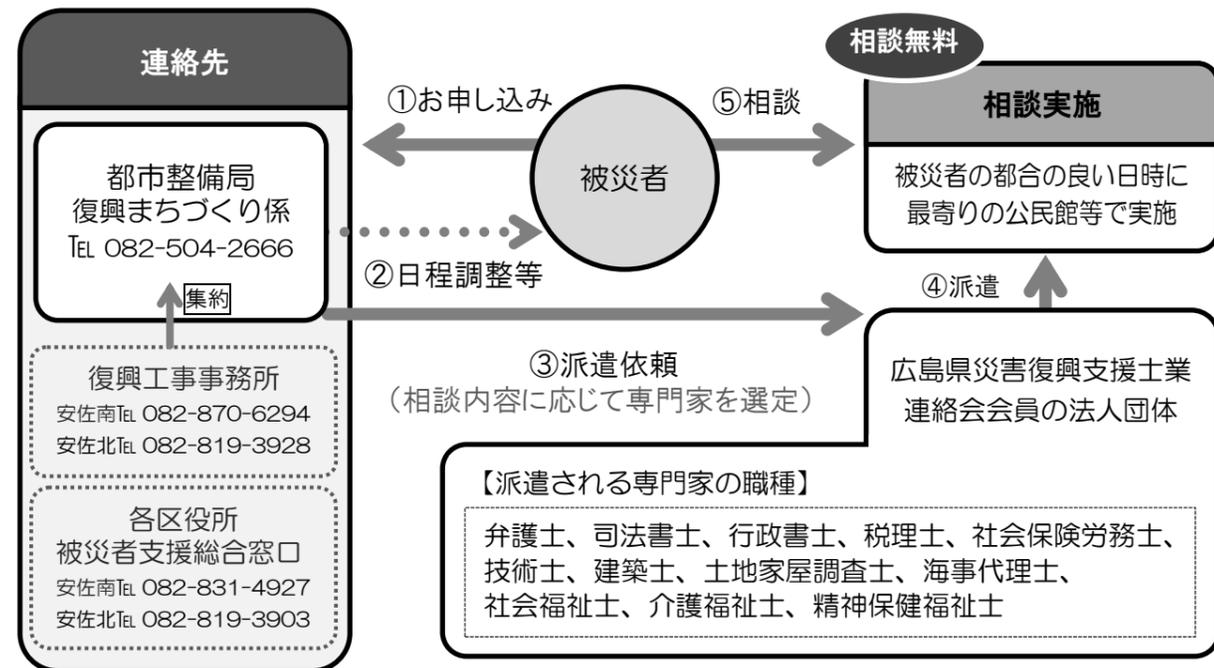


2 お知らせ

～ 被災者生活再建相談の実施について ～

被災された方の生活再建に関する多様な心配事のうち、相続、隣地との境界、宅地・建物の安全性など、専門家の対応が必要な相談について、ご都合の良い日時に最寄りの公民館等に専門家を派遣しますので、個別に相談していただけます。

- 1 **お申し込み** 被災された方で生活再建についての心配事で専門家に相談したい方はご連絡ください。
連絡先 都市整備局復興まちづくり係 Tel. 082-504-2666
※復興工事事務所や各区役所被災者支援総合窓口にご連絡いただいても結構です。
- 2 **日程調整等** ご連絡いただいたご相談のうち、専門家の対応が必要な相談について、専門家と被災者（相談者）の方のご都合の良い日時を市が調整し、相談する場（最寄りの公民館等）を手配します。
- 3 **相談実施** 調整させていただいた日時・場所で専門家に個別に相談していただきます。（相談は無料です。）



この支援に関する
問い合わせ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市都市整備局都市整備調整課復興まちづくり係 ☎082-504-2666

広島市復興工事事務所だより (八木・緑井地区版 No.3)

発行
広島市都市整備局
復興工事事務所

◇ 概要 ～ 第5号は、道路整備にかかる境界確認や
建物等の調査などについてお知らせします ～

- 1 都市計画道路「長束八木線」及び「川の内線」の詳細設計、用地測量、建物等の調査の実施について …… 2～3ページ
- 2 お知らせ ～被災者生活再建相談の実施について～ …… 4ページ

昨年8月の豪雨災害から1年が経過することになる今月、本号の発行にあたり、改めて豪雨災害により亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆様、並びに被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

さて、復興工事事務所では、開所してからこれまでの4か月余りの間、地域の皆様のご協力により、復興まちづくりビジョンに掲げられた都市計画道路の整備に向けて、現地での測量や設計等の業務を発注し、工事に入る前の用地補償のための準備などを行ってまいりました。

これからも、地域の皆様に復興工事事務所だよりで私たちの動きをお伝えするとともに、少しでも早く復興を感じていただけるよう、所員一丸となって迅速かつ着実に事業を実施してまいりますので、引き続きご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

復興工事事務所 職員一同

◎ ご相談ください

復興事業に関するご相談は、下記までお気軽にご連絡ください。

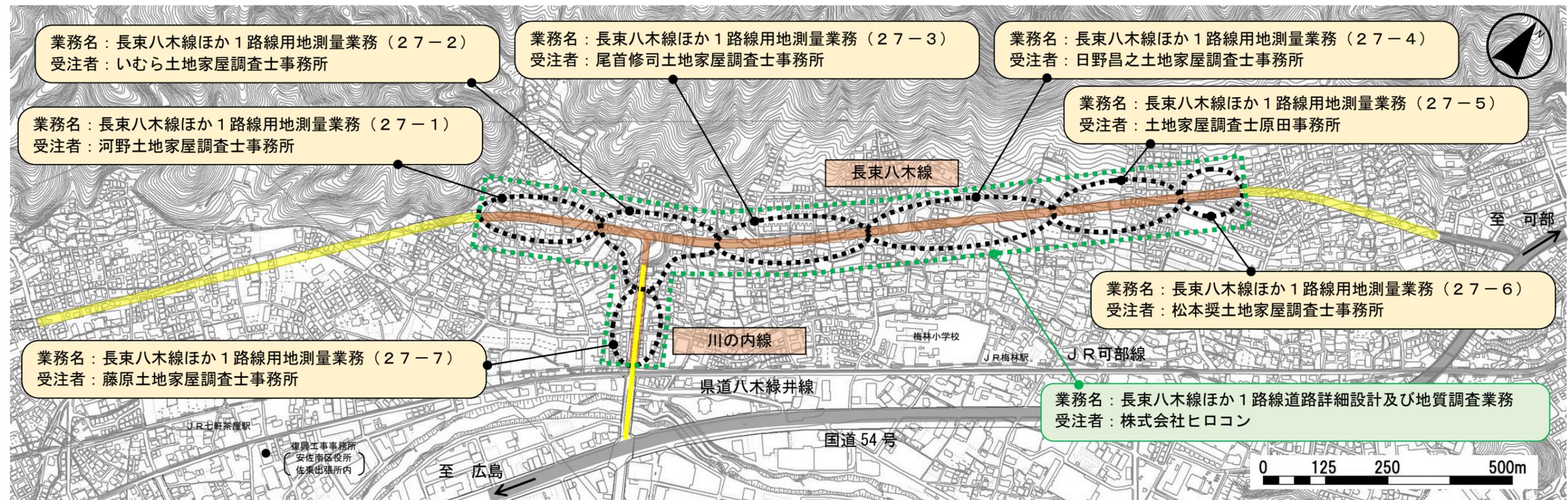
広島市都市整備局復興工事事務所（安佐南区復興推進担当）
所 在：安佐南区緑井六丁目29番28号（安佐南区役所佐東出張所2階）
連絡先：082-870-6292、6293、6294

「広島市復興工事事務所だより」は、広島市ホームページでもご覧いただけます。
広島市ホームページ > 平成26年8月豪雨災害復興支援サイト > 復興まちづくりビジョン
> 広島市復興工事事務所だより

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1431571540039/index.html>



1 都市計画道路「長束八木線」及び「川の内線」の詳細設計、用地測量、建物等の調査の実施について



< 凡 例 >
 : 調査区域

※ 都市計画道路については、 を「集中復興期間（平成 31 年度まで）」で、 を「継続復興期間（平成 32 年度から平成 36 年度まで）」で整備します。
 なお、川の内線は、平面部を「集中復興期間」で、高架部を「継続復興期間」で整備します。
 ※ 調査区域は、おおよその範囲を示しています。なお、今後の検討状況により、範囲が変わる場合があります。

○ 詳細設計^(※1)等を実施します

「長束八木線」と「川の内線」の詳細設計等の業務の受注者が決まりました。
 今年の秋頃までには、詳細な図面を作成します。
 また、道路の構造検討に伴い、地盤の状況を確認するため、場所によっては、地質調査（ボーリング調査）^(※2)を実施する場合があります。
 地質調査は、準備、跡片付けを含め、1 か所当たり、1 週間程度を見込んでいます。
 地質調査を実施する際には、近隣の皆様に別途お知らせします。

○ 用地測量^(※3)を実施します

「長束八木線」と「川の内線」の用地測量業務の受注者が決まりました。
 事業を迅速に進めるため、7つの工区に分けて実施します。
 今後、8月下旬から10月下旬にかけて、順次、関係される皆様には境界立会をお願いする予定です。
 用地測量の境界立会の具体的な日程等については、関係される皆様に改めて連絡させていただきますので、ご協力の程、よろしく申し上げます。

なお、詳細設計、用地測量業務の範囲、受注者等は、上図のとおりです。

○ 建物等の調査^(※4)を実施しています

「長束八木線」と「川の内線」の整備に伴い、移転していただく建物等の調査を専門の調査会社に委託して、7月中旬から実施しています。
 今後も、建物等の調査を順次、お願いすることになりますが、早めの調査を希望される方や、早期移転を考えておられる方は、お気軽にご相談ください。

< ことばの意味 >

- ※1 詳細設計 … 道路整備のために、これまで実施した検討資料や測量データなどを基に、現地の状況に応じた具体的な設計を行う作業です。
- ※2 地質調査（ボーリング調査） … 専用の掘削機を用いて、地中に小さい縦孔（たてあな）を掘り、地盤の状況や強さなどを確認する作業です。この調査結果が、道路構造物などを決めるための資料の一つになります。
- ※3 用地測量 … 個々の土地の形や大きさを明確にするため、隣りの土地との境界を確認後、設計図面から道路用地として必要な面積を確定させ、法務局に登録するための図面等を作成する作業です。
- ※4 建物等の調査 … 道路整備に伴い移転していただくことになる建物や塀などの工作物、庭木などの移転補償金を算定するために行う作業です。